

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第232号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条の表リース代、工事代、電気代、使用料の項の次に次のように加える。

サンプル提供に係る 商品代及び送料		○	○
商品PR業務を委託 する場合の費用		○	○

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第5号中「市長へ」を「市長に」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則中第2項を削る。

附則第3項中「鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示」の次に「（平成18年鹿屋市告示第14号）」を加え、同項を附則第2項とする。

別記様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「第6条の規定に基づき」を「第5条の規定により」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。